

輸入肥料の通関の際における取扱いについて

蔵関第 252 号
昭和 59 年 3 月 17 日
改正 財関第 4 号
平成 13 年 1 月 6 日
改正 財関第 331 号
平成 16 年 3 月 26 日

標記のことについては、別添のとおり農林水産省農蚕園芸局長から依頼があつたので、昭和 59 年 4 月 1 日からこれにより実施されたい。

別紙

59 農蚕第 1213 号
昭和 59 年 3 月 14 日
12 農産第 9079 号
改正 平成 12 年 12 月 21 日
15 生産第 2459 号
改正 平成 15 年 6 月 30 日
農林水産省農蚕園芸局長

大蔵省関税局長 殿

輸入肥料の税関における肥料取締法上の確認事務について

標記の件については、これまで「税関における他法令の確認事務について（回答）」（昭和 39 年 8 月 14 日付け 39 農経 A 第 6369 号）によりお願いしてきたところであるが、第 98 回通常国会において肥料取締法の一部を改正する法律（昭和 58 年法律第 40 号）及び外国事業者による型式承認等の取得の円滑化のための関係法律の一部を改正する法律（昭和 58 年法律第 57 号）が成立したことに伴い、肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）の一部が改正され、本年 4 月 1 日から施行されることとなつた。ついては、当該施行日以降の輸入肥料の税関における確認等は下記によりお取り扱い願いたく依頼する。

なお、「税関における他法令の確認事務について（回答）」（昭和 39 年 8 月 14 日付 39 農経 A 第 6369 号）は、廃止する。

記

1 肥料取締法による規制

- (1) 普通肥料（指定配合肥料を除く。）を業として輸入しようとする者は、当該肥料の銘柄ごとに農林水産大臣の登録又は仮登録を受けなければならない（肥料取締法（以下「法」という。）第 4 条、第 5 条）。

- (2) 外国において本邦に輸出される普通肥料（指定配合肥料を除く。）を業として生産する者は、当該肥料の銘柄ごとに農林水産大臣の登録又は仮登録を受けることができ（法第 33 条の 2 第 1 項）当該登録又は仮登録を受けた普通肥料（以下「外国生産肥料」という。）の輸入業者は、その事業を開始する 2 週間前までに、一定の事項を農林水産大臣に届け出なければならない。ただし、当該輸入業者が当該肥料の登録外国生産業者又はその国内管理人である場合は、この限りでない（法第 33 条の 4 第 1 項及び第 2 項）。
- (3) 指定配合肥料の輸入業者は、その事業を開始する 2 週間前までに一定の事項を農林水産大臣に届け出なければならない（法第 16 条の 2）。
- (4) 特殊肥料の輸入業者は、その事業を開始する 2 週間前までに一定の事項を輸入の場所を管轄する都道府県知事に届け出なければならない（法第 22 条）。

2 確認の内容

- (1) 普通肥料（指定配合肥料及び外国生産肥料を除く。）の輸入通関に際しては、登録証（別紙様式 1）若しくは仮登録証（別紙様式 2）又は登録若しくは仮登録がなされている旨の農林水産省消費・安全局長の証明書（以下「代替証明書」という。）（別紙様式 3）を輸入関係書類と対査確認すること。
- (2) 外国生産肥料の輸入通関に際しては、次により取り扱うものとする。
 - ア 輸入業者が、当該肥料の登録外国生産業者（輸入業者と同一法人格である者に限る。）である場合
登録証（別紙様式 1）若しくは仮登録証（別紙様式 2）又は代替証明書（別紙様式 4）を輸入関係書類と対査確認すること。
 - イ 輸入業者が当該肥料の登録外国生産業者以外の場合
当該肥料の国内管理人又は輸入業者である旨の農林水産省消費・安全局長の証明書（別紙様式 5 又は 6）を輸入関係書類と対査確認すること。
- (3) 指定配合肥料の輸入通関に際しては、当該指定配合肥料の輸入業者である旨の農林水産省消費・安全局長の証明書（別紙様式 7）を輸入関係書類と対査確認すること。
- (4) 特殊肥料の輸入通関に際しては、当該特殊肥料の輸入業者である旨の都道府県知事の証明書を輸入関係書類と対査確認すること。